

岩手県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社サンメ ディックス	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地624	グループホーム にこトピア浄法寺	グループホーム にこトピア一戸	二戸市浄法寺町 上前田34番地	二戸郡一戸町一戸字向町56番地 1	令和6年6月 1日

2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社サンメ ディックス	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地624	グループホーム にこトピア浄法寺	グループホーム にこトピア一戸	二戸市浄法寺町 上前田34番地	二戸郡一戸町一戸字向町56番地 1	令和6年6月 1日

3 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社サンメ ディックス	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地624	グループホーム にこトピア浄法寺	グループホーム にこトピア一戸	二戸市浄法寺町 上前田34番地	二戸郡一戸町一戸字向町56番地 1	令和6年6月 1日

4 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社サンメ ディックス	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地624	グループホーム にこトピア浄法寺	グループホーム にこトピア一戸	二戸市浄法寺町 上前田34番地	二戸郡一戸町一戸字向町56番地 1	令和6年6月 1日